

【別表2】 処分制限

事業名	構造	期間
1 建設事業	木造	25年
	鉄骨造	45年
	鉄筋コンクリート造	65年
2 建物購入事業		1の期間から建物の建築後の経過年数を差し引いた期間とする。ただし、10年未満のときは10年とする。
3 改修事業		10年とする。ただし、過去に補助を受けた施設で、1及び2の残りの期間が10年以上である時は、その期間とする。
自然災害等特別の事情のある場合は、この限りではない。		